

新ひだか町指名競争入札参加者指名基準運用方針

令和3年3月24日制定

第1 目的 関係

指名競争入札の適正な執行の確保を図るため、指名競争入札に参加させるべき者は、基本的基準及び事業別基準を満たす者から、原則として選定基準及び指名実績のない者の選定基準により選定するものとする。

第2 基本的基準 関係

- 1 (2)の技術的適性中「機械器具又は設備を保有する者」には、リースによることが通常やむを得ないと認められる場合については、これにより措置できる者を含むものとする。
- 2 (4)の経営内容等については、競争入札参加資格審査基準日（定期の審査又は随時の審査における審査基準日をいう。以下同じ。）以降における経営状況において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされ競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が極めて不安定である場合は指名しないものとする。
なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないものとする。
- 3 (5)の不誠実な行為の有無その他の信用状況については、審査基準日以降における不誠実な行為の有無等の状況により、次の事項に該当するときは、指名しないものとする。
 - (1) 町の競争入札参加資格者指名停止事務処理規程に基づく指名停止期間中であるとき。
 - (2) 町の競争入札参加資格者指名停止事務処理規程に基づく指名停止に至らない事由に関する措置において、書面による警告又は口頭による注意の喚起を受け、改善が明らかに見受けられなく請負者として不相当であると認めるとき。
 - (3) 町の発注契約に関し、次の掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められるとき。
 - ア 契約書に基づく業務関係者に関する措置要求に請負者が従わないこと等契約の履行が不誠実であるとき。
 - イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により契約者の下請契約関係が不適切であることが明確であるとき。
 - (4) 警察当局から、発注者の長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事・調達から排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不相当であると認められるとき。

第3 事業別基準 関係

(1) の工事の請負のただし書の適用については、工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査時に格付等級を定めるものとする。

第4 選定基準 関係

- 1 (2) の選定の基準中「次に掲げる基準を取捨選択し、これを行わなければならない」とは、指名競争入札に付そうとする契約の性質又は目的に応じて取捨選択した基準により選定することをいうものであり、具体的には次のような方法によるものとする。
 - (1) 選択した基準の適用順位をあらかじめ定め、これに該当するかどうかにより順次絞り込み等を行い選定する。

なお、選定した者が指名予定数を超過している場合において、これをさらに当該指名予定数まで絞り込む必要があるときは、恣意性を確実に排除できる適宜の方法により特定する。
 - (2) 多数の競争入札参加資格者が存在し、かつ、一度に複数の同種同規模の契約について選定する場合において、(1) の方法によることが合理的でないときは、絞り込み等のために選択した基準に該当するかどうかにより、一定程度までの選定を行い、その結果残った者の中から、恣意性を確実に排除できる適宜の方法により、契約ごとに指名するものを選び出し特定する。
- 2 (2) のア中「意思表示」とは、発注に関する情報等を公表している機関が定める適宜の様式等により、書面でその意思が明らかにされているものをいうものとする。
- 3 (2) のウ中「優秀であると認められる者」とは、契約の目的物の出来ばえなどの履行の状況が、客観的な評価に基づき他の者より優れている者をいい、「履行の成績が不良であると認められる者」とは、契約の目的物の出来ばえなどの履行の状況が、客観的な評価に基づき粗雑な履行状況であると認められる者をいうものとする。なお、成績評定要領等で定める成績評定点などを有している契約の種類においては、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 工事成績等が優良又は不良であるかどうかを総合的に勘案すること。
 - (2) 審査基準日以降の同種の契約において成績評価基準点を下回る成績が複数回ある場合は、選定の際に不適切事項として勘案すること。
- 4 (2) のオ中「一定期間」とは、例えば、前年度や当該入札の日より過去一年間などをいうものとする。
- 5 (2) のカ中「個別に必要と認められる基準」とは、当該入札に参加する者の選定のために、客観的指標になるものとして定めた基準をいい、中小企業者の受注機会の確保・拡大を図るなど政策的な見地から定める基準を含むものとする。

第5 指名実績のない者の選定基準 関係

「履行能力の有無の確認」とは、指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の契約の履行経験があることを証する各一般競争入札の参加資格申請等の際に提出された書面及び他官庁、民間企業等との契約書等の書面並びにこれらの契約の発注者に対する当該契約の履行状況の聞き取り等による確認をいうものとする。

また、「契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、当該指名実績のない者を選定することができる」とは、指名競争入札に付そうとする契約の性質又は目的に応じ、指名実績のない者の選定の適否、選定数を十分検討し、その結果、当該契約の適正な履行が確保できると判断する場合には、指名実績のない者を選定することをいうものとする。

第6 格付等級等の基準 関係

個々の入札において、その業種に対応する有資格者名簿の中から、指名業者を選考することとしているが、格付工種において、発注する工事が次に掲げる場合においては、発注標準に関わらず、その工事を適正に履行できると考えられる有資格者を指名することができるものとする。

- (1) 発注工事が特に急を要する工事であるとき。
- (2) 発注工事が特殊専門技術及び高度な技術を要する工事又は施工上相当困難を伴う工事であるとき。
- (3) 同時期の発注工事に比して指名することのできる者の数が少ないとき。
- (4) 有資格者数が少数であるとき。
- (5) 入札不調等により相応の応札者が見込まれないとき。
- (6) その他特に必要であるとき。